

後発発展諸国の労働法システム：日本の労働法システムからの示唆

[研究メンバー]

主査	山川隆一	筑波大学助教授
	菅野和夫	東京大学教授
	諏訪康雄	法政大学教授
	荒木尚志	東京大学助教授
	ジョゼフ・ハイデュ	セゲド大学助教授（ハンガリー）
	黒川道代	明治学院大学専任講師
研究生	藤川久昭	青山学院大学専任講師
	川田琢之	東京大学助手
	李ジョン	東京大学大学院
	王 能君	東京大学大学院
	橋本陽子	東京大学大学院
	小西康之	東京大学大学院
	崔 鳳泰	東京大学大学院

[報告書目次]

- 第 1 章 台湾における就業規則法理の展開と日本法の影響
- 第 2 章 韓国の解雇紛争解決制度に関する一考察
- 第 3 章 Implications of the Japanese model of industrial relations for the Hungarian industrial relations

[内容要旨]

本研究は、新たな労働法モデルを模索しているアジアや東欧諸国の労働法の現状と、それらの国に対して、日本の労働法モデルがいかなる示唆を持ちうるのかを検討し、究極的には、欧州モデル、アメリカの労働法システムとは異なる日本の労働法システムの国際的意義を解明することを課題としている。

今回は、台湾、韓国、ハンガリーを素材に、各国の労働法システムの現状を、日本の労働法システムとの対比において明らかにし、日本の労働法システムのインプリケーションを探った。

第 1 章「台湾における就業規則法理の展開と日本法の影響」は、台湾の就業規則法理の歴史的展開をフォローするとともに、日本で形成された就業規則の不利益変更に関する判例法理が台湾の判例に与えつつある影響を分析したものである。

台湾では、裁判例が公刊されていないこともあって、日本のような判例研究がほとんどなされていないこと、就業規則についても法理的検討は必ずしも十分ではなく、日本に留学した研究者によって、日本の議論が紹介されているにとどまっていることなどの実情が紹介されている。

日本モデルの影響が顕著に見られる典型的場面を取り上げつつ、法理の継受過程について分析を行っており、また、理論的にも、流動化した台湾の労働市場の下で、内部市場における調整法理として生成した日本の就業規則法理がそのまま妥当するのかといった問題点についても指摘する。

第2章「韓国の解雇紛争解決制度に関する一考察」は、韓国の解雇に関する実定法の内容、解雇の正当性に関する判断、経済的解雇の取り扱い、解雇紛争の解決システムについて概観し、日本や欧州諸国の制度との比較を行ったものである。韓国の労働諸立法にも不当労働行為制度や労働委員会制度など、日本法の影響が見て取れる。

しかし、解雇紛争という視角から見ると、韓国では労働委員会が個別紛争処理をも手がけていること、労使協議会設置が法律（勤労者参与法）によって義務づけられ、紛争処理に関与していることなど、現在わが国で立法的課題として議論されているテーマについて、興味深い経験の蓄積がある。日本モデルの継受と変容の一場面として位置づけることができる。この分析は同時に、内部労働市場における問題処理に過度に依拠し、外部労働市場における個別紛争処理の制度を整えていない日本労働法システムの弱点をも示唆するものとなっている。

第3章「Implications of the Japanese model of industrial relations for the Hungarian industrial relations」は、ハンガリーの研究者の目から見た日本労働法モデルの比較分析である。同論文は、共産主義体制から自由主義体制への変更に伴い、急激な構造変革を経験しつつあるハンガリーの雇用・労働関係および日本の労使関係・労働法制を概観し、両国において現在生起している種々の変革の状況を丹念にフォローし、比較法的観点からの分析を加えている。両国の国情には大きな違いがあるため、同論文では背景となる社会経済情勢についても詳細な言及がある。

本研究の究極的目的である、わが国の労働法システムの国際的視点から見た意義を解明するためには、さらに、比較対象国を拡大するとともに、欧米モデルとの比較をも行う必要がある。これは今後の課題となる。

今回の研究成果は、こうした大きな課題の解明のための基礎作業と位置づけられるが、少なくとも次の点で有意義な成果を上げることができたとしている。すなわち、本研究においては、わが国では未だ研究の進んでいない台湾、韓国、ハンガリーにおける労働法の現状が客観的に分析されたこと。加えて、これらの国の労働法システムと比較すると、長期雇用システムの下で、内部労働市場の労働条件変更問題や解雇回避のための柔軟な人事配置といった雇用関係の内的柔軟性を高度に発展させた日本労働システムの特徴が明らかになるとともに、外部労働市場における諸問題に対する対処において、制度的整備を要する点があることも明らかになったことである。